

## 平成27年3月定例会議 特別委員長報告

東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会

東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会における調査のうち、文教福祉分科会、建設水道分科会で行いました調査の経過並びに結果につきまして、ご報告いたします。

はじめに、文教福祉分科会において行いました、「学校における防災教育について」の調査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

文教福祉分科会におきましては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降、子供たちが自らの命を守る力を養うことができる「学校における防災教育について」を調査事項と決定し、平成25年11月より計18回の分科会を開催いたしました。

これまでに当局から詳細な説明を聴取するとともに、参考人として福島地方気象台 観測予報管理官 小畑英樹氏を招致し、さらに、埼玉県さいたま市、大阪府大阪市、三重県桑名市、静岡県浜松市へ行政視察を行うなど、詳細な調査を実施いたしました。

以下、調査の結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、本市の学校における防災教育の現状について申し上げます。

本市においては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、各学校の防災計画と防災マニュアルを見直すとともに、平成24年8月には本市独自の放射線教育指導資料を作成するなど、防災教育と放射線教育を学校教育指導の重点施策に位置づけ取り組んでおります。

市教育委員会が示した学校防災マニュアルのモデルには、地震が発生した際の児童生徒の安全確保や保護者への連絡、引渡し方法等、学校と保護者の行動指針について詳細に定められているものの、原子力発電所の事故や、避難所開設の場合を想定した対応を定めたマニュアルの作成については、学校間の対応に違いが見られる状況であります。

平成26年12月には、市内西側に位置する吾妻山の噴火警戒レベルが1から2に引き上げられましたが、融雪型火山泥流などの大規模災害が懸念される火山噴火への備えも必要であります。

さらに、指定避難所である各学校の防災マニュアルについては、保護者だけでなく地域の方々や専門家と共有し、その有効性を検証することも重要であります。

放射線教育については、現在、教職員に対し、放射線に関する正しい知識や指導のあり方、心のケアに関する指導の充実を図るための研修を実施し、各学校において理科や社会科、総合的な学習の時間、学級活動等の中で、発達の段階に応じた教育を推進しており、放射線に対する児童生徒の正しい知識と理解を醸成し、適切に判断し行動することができる力を育てております。

しかし、放射線教育を含めた防災教育は、ひとつの教科でないことから、指導に必要な教材や校内体制などの環境整備が不十分であり、限られた時間の中でその時間を確保し教育課程を編成することについては、各学校において大変苦慮している現状にあります。

次に、行政視察の結果を踏まえ、先進的な取り組みについて申し上げます。

桑名市においては、平成25年度文部科学省 実践的防災教育総合支援事業を受託し、各学校におけるこれまでの防災訓練を全面的に見直し、放送機器が使えない状況、掃除の時間や休み時間など教室に担任

がない状況、割れたガラスで廊下が避難経路として使用できない状況など、様々な状況を想定した訓練、さらには、教職員の防災訓練に対する意識改革と緊急時の判断能力向上のため、訓練に際し事前に決めた児童生徒がトイレなどに隠れて集合場所に集合しない設定を施すなど、教職員への抜き打ち訓練も実施しております。

浜松市においては、東日本大震災を踏まえ、平成25年度は市立の幼稚園63園、小学校100校、中学校48校、分校1校、高校1校の合計213校のうち、年間の防災訓練の回数が5回以上の学校が全体の71%、4回が13%、3回が14%、2回が2%で、1回のみという学校はゼロでありました。このように防災訓練を繰り返し実施することで、児童生徒を取り巻く環境において日常的に防災に対する意識の涵養が図られている状況について説明を受けました。

さらに、桑名市及び浜松市においては、児童生徒の登下校や授業実施について、設定時間帯に警報等が発令中である場合には、自動的に休校となり、学校と保護者が自ら警報等を確認し判断できる規定を設けております。

次に、国における防災教育等の取り組みについて申し上げます。

福島地方気象台においては、平成26年7月から、児童生徒が登下校の時間帯に福島県内のいずれかに警報の可能性がある場合、福島地方気象台から福島県内の各市町村教育委員会にメールが届けられる学校防災メールの運用を開始しております。

学校防災メールを受信した各教育委員会及び各学校は、福島地方気象台のホームページ等により、自らの市町村がその対象であるかどうかを確認し、レーダーを用いた予測である降水、雷など各種ナウキャストや降水短時間予報等を活用し、実況と今後の予測を見ながら休校や早退などの措置を講ずるべきか判断しなければならず、参考人からは、受け手側の気象に関する専門的な知識と情報対応能力の向上が求められるとの意見がありました。

また、文部科学省 中央教育審議会 学校安全部会においては、平成26年5月より防災教育を含めた安全教育についての審議が開始され、次期学習指導要領に向けた教育課程全体の見直しの議論等の中で、防災教育を含めた安全教育について引き続き検討するとの方針が示されておりますが、放射線教育を含めた防災教育を教科として位置づけ、将来においても形骸化することなくその推進に必要な環境整備と支援策を講じるよう国に求めるべきであることから、地方自治法に基づく意見書を提出し、国に対し強く要望することと決しました。

次に、市当局に対しまして、以下の5点について提言いたします。

1点目は、各学校の防災マニュアルの見直しについてであります。

原子力発電所事故や災害発生後の避難所開設や吾妻山の噴火を想定した災害対応方針について、学校間の対応に違いのない防災マニュアルとなるよう改めて見直しを図るべきであります。そのためには、市の関係部局が横断的に連携し、洪水や火山など既存の防災マップを活用するとともに、必要に応じて国や大学などの災害時の安全確保行動に関する専門知識を有する機関に対し協力を求めることについて検討すべきであります。

また、学校防災マニュアルを地域の方々と共有する場を創出し、地域特性に応じた実践的なマニュアルとして見直しを図るべきであります。

2点目は、防災訓練についてであります。

学校における防災訓練は、児童生徒が自らの命を守る行動がとれる力である自助の力を育むために最も重要な取り組みの1つであります。そのため、各学校の防災訓練については、防災に対する意識改革と学校風土の醸成を図るため、これまでの常識にとらわれることなく、より実践的な防災訓練を実施するとともに、年間5回以上を目標に実施を検討すべきであります。

また、地域・行政との協働により、児童生徒が災害時要援護者等を救助するなど、防災の担い手として活躍することを想定した防災訓練の実施について検討すべきであります。

3点目は、教職員の研修についてであります。

福島地方気象台から発信される学校防災メールを効果的に活用するため、防災担当の教職員が気象や防災に関する専門的な知識をさらに身につけ、防災情報への対応力を一層向上させる研修等を定期的に行うことを検討すべきであります。

また、研修で身につけたものを他の教職員や児童生徒へ伝え、気象や防災に関する意識の高揚を図り、災害時の安全確保行動につなげることが重要であります。

4点目は、台風の接近時等における登下校等の対応についてであります。

児童生徒の登校については、各学校で集団登校が実施されておりますが、暴風や大雪など危険な状況で登校する際、低学年児童をケアする高学年児童にとっては、様々な危険を的確に回避する行動がとれる力が求められ、大きな負担となることから、一定の時間帯に各種警報等が発令中である場合、自動的に休校措置がとられるような規定を定めることについて早急に検討すべきであります。

また、児童生徒がすでに登校した後に警報等が発表された場合については、地震発生時の対応を参考に、授業の中止や下校時刻の設定等の原則規定を設けることについて検討すべきであります。

5点目は、子供たちの発信する力を高めることについてであります。

東日本大震災を経験し、放射線教育を含む実践的な防災教育を受けた本市の子供たちは、将来、自らの命と大切な人の命を守ることができる共助の精神にあふれる地域の防災リーダーとして、国が目指す強さとしなやかさを備えた国づくりの中心的な役割を果たす人材となることが期待されます。

そのためには、子供たちがこれまでに経験し本市で学んだことを広く伝え発信することができる表現力やコミュニケーション力を醸成する機会を一層創出することについて検討すべきであります。

次に、建設水道分科会において行いました「震災以後の公園整備について」の調査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

建設水道分科会におきましては、東日本大震災以後、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線への不安などにより、一部の市民がいまだに公園の利用を控えていることから、子供や大人が憩い、遊びやレクリエーションを楽しむ場所としての公園利用を促進するために市当局の一層の取り組みが必要であると考えます。

また、東日本大震災により、水道などのライフラインが全市的に寸断され、市民生活全般に多大な影響を及ぼす事態が発生したことから、地域における災害に対する備えとして、市民に身近な存在である公園の防災機能の強化に向けた取り組みも必要であるとの考えから、本市公園の利用促進及び防災機能の強化について、現状分析並びにその対応策の提言を行うことを目的に、「震災以後の公園整備について」を調査事項と決定し、平成26年5月16日より計13回の分科会を開催いたしました。

調査の内容としましては、委員による協議のほか、本市公園における遊具更新の進捗状況や防災設備の設置状況に関して、ふくしま北中央公園ほか2公園の現地調査を実施いたしました。また、市当局から公園の除染状況や、公園の利用促進及び防災機能の強化に対する考え方について説明を聴取するとともに、先進事例等の調査のため、東京都品川区及び武蔵野市、新潟県長岡市、兵庫県伊丹市、京都府京都市への行政視察を行うなど、詳細な調査を実施いたしました。

これらの調査を踏まえまして、震災以後の公園整備における利用促進と防災機能の強化について、市当局に対して次のとおり提言いたします。

はじめに、公園の利用促進に関して3つの観点から申し上げます。

1点目として、放射線に対する不安の払拭に向けた環境整備の推進についてであります。

本市では、管理する公園537カ所のうち、平成25年度末までに490カ所において表土の剥ぎ取り、遊具の拭き取りなどの除染を実施したほか、平成25年に策定した公園施設長寿命化計画に基づく遊具更新、さらに調査時においては、十六沼公園など27カ所で国の福島再生加速化交付金制度を活用した遊具更新や公園の再整備を行っております。

公園の除染に加え、遊具更新や再整備が行われることは、放射線に対する不安を払拭する意味でも効果があると考えます。しかしながら、震災以後、遊具更新や公園の再整備が実施された箇所は全体の1割に満たない状況であることから、除染のみならず、放射線に対する不安の払拭に向けた環境整備として、積極的な遊具更新、公園の再整備を求めるものであります。

2点目として、市民にとって魅力のある公園づくりについてであります。

震災以後、放射線の影響により市民の公園利用は減少しておりましたが、除染などの市当局の懸命な取り組みにより、公園の利用は徐々に回復しております。今後においては、なお一層の公園の利用促進を図るため、市民にとって魅力のある公園づくり、自然と足を運びたくなる仕掛けづくり等の取り組みについて検討すべきであります。

品川区においては、公園の再整備として、子供たちが中心のワークショップから提案されたオリジナル遊具や園内整備のイメージを積極的に取り入れるなど、子供たちのアイデアを生かした公園づくりを進めております。また、公園づくりの中で子供たちが遊具の塗装を行うほか、子供たちの手形を記した記念モニュメントを園内に配置することにより、地域や公園に対する愛着の醸成も図っております。

よって、震災からの復興を目指す本市においては、将来を担う子供たちと一緒に進める公園づくりは大きな意義があることから、これらの事例を参考に、子供にとって魅力のある公園づくりを積極的に進めるべきであります。

一方、高齢社会を迎えた昨今、中高年、高齢者世代における公園利用のニーズとして、運動機会の確保や健康づくりが全国的に挙げられており、そうしたニーズに対応するため健康遊具などを設置する自治体が増えております。伊丹市においても、これまで約60カ所の公園に数台ずつ合計170台の健康遊具を設置したほか、同市の瑞ヶ池公園では17種類の健康遊具の再整備に加え、公園内でウォーキング講座、体操教室や健康遊具体験教室などのソフト事業を展開しており、中高年、高齢者世代の公園利用の促進に効果を上げておりました。

また、京都市においても、このような公園におけるハード事業とソフト事業を融合した取り組みを進めていることから、これらの事例を参考に、本市における中高年、高齢者世代にとって魅力のある公園づく

りとして、公園へ積極的に健康遊具を整備するほか、健康遊具などを活用した体操教室やウォーキング講座などの事業実施に向けて関係部局と連携を図るなど、ハード事業とソフト事業の両面から検討すべきであります。

このほか、本市の公園は完成から年月が経過したものが多く、建設当時に比べて地域の状況や社会情勢も大きく変化していることから、公園利用のニーズに合った公園の機能や魅力の再生に向けた整備が必要であり、地域住民や利用者などに対する公園利用のニーズ調査の実施について検討すべきであります。

3点目として、公園に関する広報の充実についてであります。

多くの市民に公園を利用してもらうためには、放射線に関する情報提供に加え、公園の位置や施設の状況など、公園に関する情報を積極的に発信し、市民の公園に対する興味、関心の高揚を図る必要があります。京都市、武蔵野市においては、公園に関する広報誌や公園マップの作成によって、それぞれの公園が持つ特色や魅力を発信しております。本市における公園の放射線量、遊具更新や再整備の状況などについては、放射線に対する不安の払拭のため、今後も積極的かつ継続的な情報発信に努めるほか、大型遊具がある公園、スポーツができる公園、自然観察に適した公園、駐車場や多機能トイレがある公園など、それぞれの公園が持つ特色ごとに公園マップを作成するなど、公園利用のニーズを捉えた戦略的な広報について検討を求めるものであります。

次に、公園の防災機能の強化に関して、防災トイレの整備という観点から申し上げます。

伊丹市においては平成7年1月の阪神・淡路大震災、長岡市においては平成16年10月の新潟県中越地震により、それぞれに大きな被害が発生しております。伊丹市、長岡市では、このような経験を踏まえ、座面を取り外すと籠として使用できる籠ベンチや水を使用しないタンク式の防災トイレ、耐震性貯水槽などを公園内へ計画的に整備しておりました。

東日本大震災では、本市をはじめとする多くの自治体においてライフラインの寸断が報告されているように、大規模な災害が発生した際には、停電や上下水道が機能しない状況が続くことも想定し、食料や飲料水などの備蓄はもちろんのこと、トイレについても万全の備えが必要です。その点において、断水時でも機能を十分に発揮できるタンク式の防災トイレは、災害時に有効な設備であります。しかし、本市の公園に設置する防災トイレは、ふくしま北中央公園に3基、谷地東公園に1基だけであり、本市の面積や人口など考慮すれば、公園への防災トイレ設置に向けた一層の取り組みが必要です。大規模な災害に対しては、いかなる状況にも対応できるよう多様性、多様性を持った備えが重要であることから、本市が備蓄を進める簡易トイレに加え、公園への計画的な防災トイレの整備を検討すべきであります。また、防災トイレの整備にあたっては、地域のバランスや利用者数の想定などが重要となることから、関係部局と連携した適切な対応を求めるものであります。

以上、文教福祉分科会、建設水道分科会における調査事項の結果につきまして申し述べましたが、これらの調査した結果に基づき、関係意見書に関する議案の提出を用意しておりますことを申し添えます。

最後に、今回の調査にあたりご協力をいただきました皆様に、心からの感謝を申し上げますとともに、引き続き東日本大震災からの復旧復興対策並びに原子力発電所事故による被害への対策にかかる事項について調査を実施していくことを申し添えまして、特別委員長報告といたします。